



発行：公益財団法人国際労務管理財団（I.P.M.） <http://www.ipm.or.jp/>
東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F
TEL：03-3354-4841(代) FAX：03-3354-4847

目次

1	技能実習制度の見直し法案について
2	技能実習生の生活指導情報
3	セミナー報告
4	ベトナムフェスティバルの報告
	担当職員から
	編集後記



技能実習制度の見直し法案について

昨年の春号で概要をご案内いたしました外国人技能実習制度の見直しに関してですが、新法案成立は次の臨時国会で継続審議されることとなりました。今回は新法案の概要を、先の通常国会における審議で行われた政府側答弁の内容も交えてご紹介します。確定した内容ではありませんので、ご注意ください。

ポイント

- ①技能実習計画について認定制とする
新設される外国人技能実習機構が認定に関する事務を行う
実習生給与額が日本人と同等以上であることを説明する必要あり
給与額は1号<2号<3号となることを求める
- ②実習実施者（受入れ企業）について届け出制とする
- ③監理団体について許可制とする
報告徴収、改善命令、許可取消し等を規定する
- ④技能実習生の保護等に関する措置を講ずる
本人が希望する場合、転籍の連絡調整を行う（特に3号移行時）
- ⑤外国人技能実習機構を新設する
実習実施者（3年に1回）・監理団体（1年に1回）への立入り検査、
実習計画の認定、実習実施者の届け出の受理、監理団体の許可
- ⑥優良な実習実施者・監理団体には第3号技能実習生の受入れを可能とする
技能評価試験合格率、失踪、体制整備状況などにより判断

- ⑦送出し国との「取り決め」に基づき、不適正な送出し機関を排除する
- ⑧職種「介護」追加（法案に書かれてはませんが、審議で取り上げられていたのでご紹介します）
日本語能力試験N4相当を入国要件とし、同N3相当を2号移行要件とする
受入れ施設は開設3年以上であって、経営が安定しているものに限る
訪問サービスは対象外、1号は夜勤不可
賃金規定が整備されており、技能の向上に伴う昇給の運用ルールが確立されていること
「介護」の技能実習修了者は、在留資格「介護」での再入国はできない

外国人技能実習機構は、JITCOとは異なり、認定・許可等に関する事務についての権限を持って検査・指導を行います。正当な理由なく検査を拒否したり指導に従わなかったりすれば、認定・許可等を取り消される場合もありえるので、今後はより厳格に制度が運用されることとなります。また、現在は2号移行前のみ義務付けられている技能評価試験の実施等が、1号・2号・3号の各段階ごとに求められることとなる見通しです。

技能実習生の保護等に関しては、実習継続が困難である場合の転籍（実習先企業の変更）を、実習生の立場からより柔軟に認めていくことになりそうです。一方的な解雇に伴ういわゆる強制帰国などは、技能実習が計画通りに実施されていないものとして認定取消しの対象になる場合もあるようです。

一方、優良な企業・団体に対しては、3号（4、5年目）実習生の受入れや受入れ人数枠の緩和を認めていくこととされています。

詳細は、新法案成立後、省令等によって規定されることとなります。I.P.M.では、引き続き最新情報をお伝えしてまいります。

技能実習生の生活指導情報

母国を離れ、日本人に囲まれて生活している技能実習生にとって、同国人の友人というのは大切なものです。しかし、日本国内には、留学生や高度人材や技能実習生のほか、不法滞在の外国人も少なからずいて、不法行為のネットワークを広げようとしていることもまた事実です。近年は、インターネットやSNSの普及によって、指導員の方には見えないところでよくない輩と接触してしまう可能性が高まっております。

今回は、技能実習生が誘い込まれやすい不法行為と、その兆候をいくつかご紹介しますので、生活指導上の参考にしていただければ幸いです。

◎口座の売却

自分では使わない口座を（時にはわざわざ多数開設して）他人に売り渡します。売られた口座は振り込み詐欺や盗品売買や地下送金などに使われると考えられます。あまり悪気なく譲渡してしまう場合と、偽造在留カードで架空名義口座を開設するなどの悪質な場合があります。帰国前に確実に解約させることはもちろんですが、複数の金融機関からDMが届く、普通郵便でカードらしきものが届く、などにご注意ください。

◎携帯電話の売却

回線ごと売る場合と、端末の詐取・転売が目的である場合とがあります。在留中は偽名で購入するケースが多く、実名では帰国間際に購入することが多いです。最近は携帯電話各社も身元の確認を厳重にするなど一定の用心はしているようです。

◎アルバイト

技能実習生にアルバイトをさせること自体が違法ですが、盗品の積み下ろしをさせていた事例がありました。収入に不満があり時間に余裕があると、誘いに乗ってしまいやすいです。残業させてくれという要求がぴたりとやんだ、決まった時間に出かけて手ぶらで帰ってくる、などが手掛かりです。

◎万引き・窃盗団

グループで行動して大量の商品や農作物を盗みます。運搬のため自動車を利用することが多いようです。自動車を運転できる人間と交友関係になったら注意しておいたほうがいいかもしれません。また、個人で使うとは思えない品物が部屋にある場合も要注意です。

◎偽造カードによる商品の詐取

偽造されたクレジットカードで商品を大量に購入し、転売します。実習生はただ渡されたカードで買い物をするだけで、カードの偽造や商品の転売は別のメンバーが行うので、罪の意識を感じずに加担してしまうこともありそうです。これも自動車での移動が中心になります。

◎地下送金

正規の銀行を通さずに海外へ送金します。日本でお金を預かって、国の口座から送金先に振り込みます。技能実習生はどちらかと言うと送金してもらう側で、それだけなら直接の犯罪にはなりません。利用者を集めて手数料を取って行う側に回ってしまうと銀行法違反となります。仲間内のお金の貸し借りが多額に及ぶなどしているようでしたらご注意ください。

最初は軽い気持ちで、あるいは、友人の頼みを断りきれずにちょっとだけというつもりであったとしても、一度手を染めてしまうと、今度はそこに付け込まれることとなります。技能実習生が自分で自分を守るのが第一ですが、実習生のちょっとした変化や不審な行動にいち早く気づいて、適切に対応することが必要です。特に、実習生の宿舎を訪ねるのは、その生活ぶりを知る上で非常に有効ですので、I.P.M. 職員が訪問指導をさせていただく際や、その他折に触れて、宿舎を訪問していただければと思います。

外国人技能実習制度セミナー開催報告

MS&AD

あいおいニッセイ同和損保

I.P.M.ではこの度、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下、あいおい)様との共催で、全国各地で「外国人技能実習制度セミナー」を開催中です。

あいおい様は、「地域密着」を具体的実現するために、「地域AD倶楽部」という仕組みを構築され、このなかで各種セミナー等を行うことで企業経営に役立つ情報提供を行っておられます。

今回のセミナーも、情報提供の一つとして現在関心の高まっている技能実習制度をテーマに、I.P.M.から制度概要や受入れのポイントなどについて説明させていただくことになりました。

既に全国で10か所近くセミナーを開催しておりますが、どの会場の皆様も熱心に耳を傾けていただいております。特に、今年の4月に「自動車整備」職種が追加されたことを受けて自動車整備業界からの参加が多いようにも見受けられます。

I.P.M.では、参加いただいた企業様がこのセミナーにおいて制度の適正な運用方法やそのポイントを知っていただくだけでなく、技能実習生を受け入れることの醍醐味について感じていただけたらと思いつながりながら説明を行っております。

■開催スケジュール

●開催済み

3月15日	仙台
4月20日	厚木
6月7日	静岡
6月9日	大分
6月16日	金沢
6月22日	福岡
7月8日	新潟
7月14日	水戸
7月20日	甲府
7月26日	草津(滋賀)
7月28日	高松

●開催予定

8月24日	沼津
9月2日	熊本



■セミナーの様子(福岡会場)



■個別面談の様子(金沢会場)



地域AD倶楽部

←セミナー情報はここからも確認が可能です。

地域AD倶楽部TOP

■職員所感

【仙台会場】企業ご出席者の他に、セミナーにはあいおい様の涉外ご担当も多く参加されました。顧客の経営情報にも触れる方々から技能実習制度について情報提供を行っていただくことで、企業と実習生双方に益のあるご縁が生まれることと思います。(仙台事務所 岡)

【金沢会場】加賀百万石の伝統と格式のある城下町ということもあり、雇用に関しては内向きかなという先入観があったのですが、実際は人材派遣の方も来場されたりして、大都市圏に負けず劣らず、外国人雇用、とりわけ外国人技能実習制度に関する関心が高いと感じました。(企業部 押野見)

【福岡会場】外国人技能実習制度の受け入れ業種に自動車整備業が新たに追加されることになり、更に技能実習制度のニーズが高まると思われます。セミナー当日はかなりの悪天候だったにもかかわらず、数社ご来社いただき、セミナーの内容に満足されたご様子でした。(福岡事務所 池田)

ベトナムフェスティバルのご報告

6月11～12日両日、代々木公園イベント広場で20万人が参加してベトナムフェスティバル2016が開催されました。

I. P. M. もJIFA（日本国際親善協会）やPMネットワークとともにブース（V-24）を出展し、技能実習制度や国際親善活動をご紹介しました。技能実習生の皆さんには、企業の方や仲間と一緒にブースを訪問いただき、プヨプヨすくいを楽しみながら、交流を深めることができました。ブースで呼びかけた熊本震災復興支援募金やハティン省浄水装置支援活動募金に皆様にご協力いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。



（右）ブース前で理事長・スタッフ・実習生

（左）プヨプヨすくい



担当職員から

最近の実習生は、初任給をもらおうとすぐに携帯電話やパソコンを購入するようになりましたが、少し前までは、携帯電話やパソコンを買う実習生はほとんどいませんでした。以前の実習生の通信手段と言えば、国際電話カードで、家族やIPMに連絡する時は、公衆電話を探さなければならず、不便なものでした。実習生が携帯電話やパソコンを持つことで、会社からの連絡事項をすぐに伝えられたり、実習生からの相談にもすぐに答えられることは確かに利点ではあるものの、携帯電話やパソコンを持つことで、最近多発しているネット犯罪や名義貸し、振込め詐欺などの犯罪に巻き込まれるケースが増えてきました。そして、携帯電話とパソコンの普及で何よりも危惧しなければならないのが、実習生の日本語力の低下です。携帯電話やパソコンがなかった時は、テレビを見て日本語を聞いたり、休日には図書館やボランティアの日本語教室通う実習生がおり、自ら進んで勉強する姿勢を持っていました。しかし、今の実習生は休憩時間は片時もスマートフォンを手放さず、ゲームや友達とチャットをして、1週間の日本語学

習時間は0時間という実習生も少なくありません。IPMでは実習生の日本語力向上のため、日本語通信教育を実施していますが、インターネットによる通信教育も実施しており、実習生の日本語力が向上したというお声もあれば、日本語力がなかなか向上しないというお声もいただき、目に見える効果を出せるよう、これからも改善していきます。今後の技能実習制度の改正に向けて、IPMや受入れ企業のみなさまにはますます厳しい監理や責任が求められますが、実習生もさらに高難度の技能の習得並びに日本語力が求められるのは必須となりますので、実習生には今一度、携帯電話パソコンに依存する習慣を改めさせ、実習生としての責任感を持ってもらえるよう、担当者として指導していきます。（東京本部・内田明子）

編集後記

アメリカ大統領が変わり、アジアのパワーバランスも変わっていきこうという今、外国人労働力の受入れ拡大の方向に舵を切りつつある日本。雇用がどうなるのか、賃金がどうなるのか、景気は回復するのか、何がどのように変わっていくのか、注意深く見守りたいと思います。（秋山）